

## 1. 概要

被災3県（岩手県、宮城県、福島県）における公営住宅に適用される標準建設費（※）について、被災地における工事費の上昇や、軟弱地盤、離島部における工事実施等の特殊な条件に対応するため、見直しを行う。

※ **標準建設費** = **主体附帯工事費**（建築主体等の工事費） + **特例加算**

**標準建設費**：立地条件、構造、規模等に応じて算定される額で、公営住宅整備事業等において補助対象の限度額として機能する金額。

**特例加算**：特別な工事を行うなど通常よりも費用を要する場合は、その工事内容に対して、一定額の加算を措置。

## 2. 見直し事項

- 被災3県の標準建設費について、必要に応じ、主体附帯工事費の上限を 22%かさ上げ することを可能とする。（現行：15%のかさ上げ）
- また、特別の事情がある場合に対応するための特例加算の上限額（平成26年度：286.8万円/戸）について、被災地特有の事情等により特殊な条件下で工事を実施する必要があり、やむを得ない場合においては、国土交通大臣が別に決定した額とすることができることとする。

## 3. 適用開始日

平成27年1月1日

### (参考) 被災3県における標準建設費の見直しのイメージ

(試算例：【立地条件】仙台市(多雪寒冷地域) 【構造】中層耐火構造・片廊下型 【階数】3階建)

